

# 第 3 3 回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 3 月 9 日

上富良野町農業委員会

## 第33回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年3月9日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
		5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について  
日程第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
5番 石橋信次 委員に合わせ、ご唱和ください。

石橋委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。  
定数に達しておりますので、これより第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
1番 谷本嘉彦 君、2番 三好利和 君、を指名いたします。

---

議長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題  
といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありました  
ので報告をいたします。報告第1号朗読。

1番、地番0000番00の内、地目は畑、面積18,933㎡、契約内容は使用貸借、  
転用目的は火山灰採取、計画内容ですが火山灰採取18,933㎡、採取土量85,280  
㎡、土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は富良野市〇〇〇〇の〇〇会  
社〇〇〇〇さん、土地利用区分は農業振興地域農用地区域内ですが3年以内の一時転用  
です、農業委員会の議決が1月17日、北海道農業会議からは2月17日諮問の文書が  
ありましたので、同日付けで許可をしました。

---

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

---

議 長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

1番、〇〇地区、所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、借主は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、畑6筆、面積61,552㎡、〇〇〇〇さんが息子の〇〇〇〇さんへ経営移譲することに伴い合意解約となりました。

2番、〇〇地区、所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、借主は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、畑1筆、面積51,675㎡、〇〇〇〇さんが息子の〇〇〇〇さんへ経営移譲することに伴い合意解約となりました。

3番、〇〇地区、所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、借主は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、田1筆、面積15,178㎡、〇〇〇〇さんが息子の〇〇〇〇さんへ経営移譲することに伴い合意解約となりました。

---

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

---

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年3月9日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所12番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積5,774㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

所13番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積22,230㎡、売買です。〇〇〇〇さんの規模縮小です。

所14番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積4,835㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

所15番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田12筆、畑2筆、用悪水路2筆、面積31,184.39㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

所16番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号

事務局長 の〇〇〇〇さん。田15筆、畑3筆、面積59,085㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。  
所17番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積64,849㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。  
賃14番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積14,637㎡、賃貸借です。〇〇〇〇さんの離農です。  
なお、〇〇地区の〇〇〇〇さんの斡旋に関して、〇〇〇〇が受け手となられた箇所がありますが、その箇所については息子さんの名義で所有権移転を進めたいとのことなので現在手続き中です。今回の総会に案件として提案してはおりません。  
所18番、〇〇地区、出し手は〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。田2筆、畑5筆、面積49,763㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。  
所19番、〇〇地区、出し手は〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積57,231㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。  
所20番、〇〇地区、出し手は〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。田1筆、畑6筆、面積96,865㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所12、13番について、提案に関する補足説明を願います。  
「8番 島田政志 委員」

---

島田委員 8番 島田です。所12、13番について、補足説明いたします。

2月17日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所12番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり畑100,000円で売買となりました。

なお、昨年の大雨の影響で一部作付に影響がある部分については、10a当たり5,000円となりました。

昨年8月の大雨で、隣接する森林から多くの土砂が流入しまして、耕作が難しく流入した土砂を排除するのに費用がかかるのでこのような価格になりました。

所13番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり田200,000円で売買となりました。

場所は、〇〇〇〇の南側となります。前回の総会で経営移譲されました〇〇〇〇の息子さん〇〇〇〇さんへ売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いたします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所12番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所13番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 諮問第1号 所14、15、16、17番、賃14番について、提案に関する補足説明を願います。  
「3番 谷 忠 委員」

---

谷 委員 3番 谷です。所14、15、16、17番、賃14番について、補足説明いたします。  
2月21日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買5件と賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

所14番  
出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田200,000円で売買となりました。

なお、〇〇〇〇さんの売買の内、〇〇〇〇さんが受け手となる部分が約5haあります。  
受け手の名義を息子さんとして進めるよう手続きを進めており、今回の総会には提案されておられません。

所15番  
出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田175,000円、畑80,000円、用水路20,000円で売買となりました。

所16番  
出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。  
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田175,000円、畑80,000円で売買となりました。

谷 委員 所17番  
出し手 ○○線○○号の○○○○さん  
受け手 ○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号となります。  
○○○○さんの離農に伴い、10a当たり畑80,000円で売買となりました。

賃14番  
出し手 ○○線○○号の○○○○さん  
受け手 ○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号となります。  
○○○○さんの離農に伴い、10a当たり畑4,000円で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所14番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて、所15番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて、所16番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて、所17番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて、賃14番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

---

議 長 諮問第1号 所18、19、20番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。所18、19、20番について、補足説明いたします。

2月22日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、消防小会議室で開かれ、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所18番

出し手 上富良野町〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇沿い、〇〇〇〇宅の北側です。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田と畑40,000円で売買となりました。

他2件も同じですが、売買価格の40,000円について、昨年夏の災害のダメージが未だに残っており、出し手と受け手の双方の協議の基で補修にかかる費用を引いて合意されております。

所19番

出し手 上富良野町〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路の南側です。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり畑40,000円で売買となりました。

所20番

出し手 上富良野町〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 上富良野町〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路の北側です。現在、〇〇〇〇さんが耕作されている農地の地続きです。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田と畑40,000円で売買となりました。

なお、所18番から20番の価格に関しまして、公簿面積と実際の耕作可能面積の差が大きいことから、出し手の〇〇〇〇さんに作付できる可能面積を聞き取りし、農地として利用できる所は40,000円、それ以外の法面等については5,000円としたところ です。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

議 長 かなり流されてますか。

館尾委員 酷いという話は聞いております。実際に現地を見ていない。最初、何度か受け手側の話は聞いておりましたが、価格が安くないかと話をしておりましたが、それ以上高くなると受け手がない。地域的な事情もあり、残すと誰も受け手がない。清富地区の方々に一任する形をとった。

議 長 水害後の話を聞くと、近隣の農家の方の畑もかなり酷いとのこと。心配していた。

館尾委員 トラクターで簡単に直せるようなレベルではないとのこと。

谷本委員 農協で昨年の9月末に役員で現地へ入りました。人間の背丈以上に挟られていた。直すとなると隣接の山から土を分けてもらって入れないとお金がかかるかと。その後は見に行っておりません。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所18番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて、所19番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて、所20番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成29年3月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

地番0000番00から0000番00までの全部で21筆、田7筆、畑14筆、面積397,418㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇。農地所有適格化法人への使用貸借です。

議案第1号2番について

地番0000番00から0000番00までの全部で15筆、畑15筆、面積393,449㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇

事務局長 の〇〇会社〇〇〇〇さん。農地所有適格化法人への使用貸借です。

議案第1号3番について

地番〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇までの全部で田3筆、面積8,401㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。再処分の賃貸借です。

議案第1号4番について

地番〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇までの全部で3筆、田1筆、畑2筆、面積71,552㎡、出し手は旭川市〇町〇丁目〇〇番地の〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。賃貸借です。

議案第1号5番について

地番〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇までの全部で42筆、田25筆、畑17筆、面積323,345.51㎡、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。お父さんの〇〇〇〇さんから息子さんの〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借です。

議案第1号6番について

地番〇〇〇〇番〇〇の内から〇〇〇〇番〇〇の内までの全部で畑7筆、面積113,227㎡、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。賃貸借です。

議案第1号7番について

地番〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積15,178㎡、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。賃貸借です。

議案第1号8番について

地番〇〇〇〇番〇〇、田1筆、面積1,322㎡、出し手は中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。売買です。

議案第1号9番について

地番〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇まで全部で6筆、畑6筆、面積86,908㎡、出し手は旭川市〇〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇の〇〇法人〇〇〇〇さん。売買です。

議案第1号10番について

地番〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇まで全部で3筆、畑3筆、面積42,378㎡、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。売買です。

---

議 長 議案第1号1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番 佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 6番 佐藤です。 議案第1号1番、2番について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区のほか、〇〇地区、〇〇地区となります。

佐藤委員 農地所有適格法人への10年間の使用貸借となりました。

2番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は、○○地区のほか、○○地区、○○地区となります。

農地所有適格法人への10年間の使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番、2番について、これより質疑に入ります。

谷本委員 2番について、○○○○さんの生年月日が昭和○○年とありますが。

佐藤委員 違います。

議 長 事務局で調べて訂正してください。

事務局長 申し訳ございません。

議 長 他にありませんか。

長谷川委員 ○○会社○○○○とは、どのような会社ですか。

佐藤委員 ○○会社○○○○は、○○○○とは別に○○会社として構成員10名程度で、○○地区の方や○○地区の方がいろいろな野菜を集めている。法人を起ち上げたのは詳しい年月はわかりませんが、6年から7年程経つかと。野菜を集荷して出荷しています。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

---

議 長 議案第1号3番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「3番 谷 忠 委員」

---

谷 委員 3番 谷です。 議案第1号3番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん  
受け手 ○○線○○号の○○○○さん  
所在地は、○○地区、○○線○○号 になります。

海江田さんの再処分で、賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号3番について、これより質疑に入ります。

谷本委員 先程の説明では、○○○○さんから息子さんへ名義を変えるとありましたが。

事務局長 日付の関係で、今日付けで許可となれば○○○○さんになります。○○○○さんの移行としては、今後土地を所有するのは息子さんでいきたいとのこと。賃貸の名義は○○○○さんでも問題はないかと。

議 長 財産所有の名義を息子さんに切り替えることですね。

谷本委員 ○○○○さんのように賃貸した農地を2年で○○○○さんへ変えたようなので。

事務局長 ○○○○さんについては、農業者年金の関係がありますのできっちりしなくてはなりません。○○○○さんについては経営移譲年金に該当がありません。

谷本委員 年金に該当がないのですか。年金に関係があるのなら最初から名義を変えておいた方がいいかと思いました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号4番 について、提案に関する補足説明を願います。

議 長 「10番 長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 10番 長谷川です。 議案第1号4番 について、補足説明いたします。

出し手 旭川市〇町〇丁目〇〇番地の〇〇の〇〇〇〇さん  
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇道路の北側になります。

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号5番、6番、7番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番 井村悦丈 委員」

---

井村悦委員 11番 井村です。 議案第1号5番、6番、7番について、補足説明いたします。

5番

出し手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
受け手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区が主ですが、一部〇〇地区となります。

息子さんの〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借となります。

6番

出し手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
受け手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、受け手を〇〇〇〇さんとして賃貸借となります。

井村悦委員 7番

出し手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
受け手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、受け手を〇〇〇〇さんとして賃貸借となります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号5番、6番、7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて議案第1号6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
続いて議案第1号7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号8番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「5番 石橋信次 委員」

---

石橋委員 5番 石橋です。 議案第1号8番について、補足説明いたします。

出し手 中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん  
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号 になります。

〇〇〇〇さんの再処分により、売買となりました。

図面をみていただくとわかりますとおりジャンボが建っております。ここは〇〇〇〇さんが以前ジャンボを建てる予定で1筆だった田を分筆して、許可申請を出して許可になっております。しかし、ミスで地目の変更をしていなかった。上物のジャンボは〇〇〇

石橋委員 ○さんが対価の支払いは済んでいるとのこと。土地について○○○○さんへ売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号9番について、これより質疑に入ります。

島田委員 この周りは、○○○○さんが買われていますよね。

石橋委員 ○○○○さんから○○○○さんが購入されてます。

島田委員 ジャンボの所だけ○○○○さんですか。

石橋委員 田に関しては、○○○○さんの名義のままです。変更していなかった。○○○○さんはジャンボを使用したいのでお金を支払った。現在は、○○○○さんから次の方へ渡すように進んでいたが、土地の売買が進んでいなかった。その他については○○○○さんが購入しております。

谷委員 ○○○○さんは離農しているのか。

石橋委員 まだ離農しておりません。

事務局長 家の周りに農地があります。

谷委員 少し複雑だが問題なし。

事務局長 この場所については、ジャンボの有る所と無い所で分筆をしまして、ジャンボのある所は現況証明で農地以外になってます。

谷委員 離農した人が農地を買うことにはならない。

議 長 ○○○○さん自身は離農してない。

他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号8番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号9番 について、提案に関する補足説明を願ひます。

議 長 「9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。 議案第1号9番 について、補足説明いたします。

出し手 旭川市〇〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

受け手 上富良野町〇〇〇〇の〇〇法人〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区と〇〇地区で数か所となります。

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号9番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号9番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号10番 について、提案に関する補足説明を願ひます。  
「2番 三好利和 委員」

---

三好委員 2番 三好です。 議案第1号10番 について、補足説明いたします。

出し手 上富良野町〇町〇丁目の〇〇〇〇さん

受け手 上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、富原地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分により、売買となりました。

設立年が昭和〇〇年とありますが、これはおかしいです。昭和〇〇年かと。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号10番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長      なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号10番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

事務局で設立年を確認してください。

事務局長    申し訳ございません。

---

議 長      日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定に許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長    議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。  
平成29年3月9日提出    上富良野町農業委員会会長 青 地      修

申請は、農業振興地域内の第1種農地ですが、客土のための一時転用であり、転用計画に問題はないと考えます。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してご覧願います。以下、内容を朗読。

1番、申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇の内、地目は田、面積2,525㎡、契約内容は使用貸借、目的は土捨場です。計画の内容については客土として2,525㎡、土の量については4,000㎡です。土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用申請者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇会社さん。一時転用として工事の期間は許可の日から平成29年8月31日まで。昨年7月末の〇〇地区の大雨の残土を〇〇〇〇の〇〇〇〇に堆積おまして、その土を何所かに入れなければならないということで、〇〇会社〇〇〇〇の土地に入れることとなりました。

---

議 長      これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員    9番 館尾です。議案第2号1番について、補足説明いたします。

土地所有者は、上富良野町〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん  
転用者は、上富良野町〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇会社さんです。

町の工事残土を〇〇〇〇さんの農地に入れるもので、一時転用です。  
慎重審議をよろしく願います。

---

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第33回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告2件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時30分

---

上記第33回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年3月10日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_